



浦添市子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び確認に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月13日

浦添市長

松本 哲也

浦添市規則第 48 号

浦添市子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び確認に関する規則の一部を改正する規則

浦添市子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び確認に関する規則(令和元年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「(様式第1号)」を削り、同項第2号中「(様式第1号の2)」を削る。

第7条第1項中「(様式第2号)」を削り、同条第2項中「(様式第3号)」を削る。

第10条第3項及び第11条中「(様式第4号)」を削る。

第13条中「(様式第5号)」を削る。

第14条第1項中「(様式第6号)」を削る。

第16条中「(様式第7号)」を削る。

第18条中「(様式第8号)」を削る。

第19条中「(様式第9号)」を削る。

第20条中「(様式第10号)」を削る。

第22条中「(様式第11号)」を削る。

第23条中「(様式第12号)」を削る。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び使用する様式は、市長が別に定める。

様式第1号から様式第12号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年10月13日から施行する。

(浦添市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

2 浦添市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則(平成6年規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表浦添市子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び確認に関する規則(令和元年規則第7号)の項を削る。

浦添市子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び確認に関する規則（令和元年規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び確認に関する規則 令和元年9月9日 規則第7号 （施設等利用給付認定の申請） 第4条 法第30条の5第1項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を市長に提出するものとする。 (1) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定（以下「新1号認定」という。）を受けて子ども・子育て支援施設等の利用を希望する場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）<u>（様式第1号）</u>（以下「新1号給付認定・変更申請書」という。） (2) 新2号認定又は新3号認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）<u>（様式第1号の2）</u>（以下「新2号・新3号給付認定・変更申請書」という。） 2～5 〔略〕 （施設等利用給付認定通知の交付等） 第7条 市長は、法第30条の5第2項の規定により施設等利用給付認定を行った場合は、当該施設等利用給付認定保護者に対し、施設等	浦添市子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付認定及び確認に関する規則 令和元年9月9日 規則第7号 （施設等利用給付認定の申請） 第4条 法第30条の5第1項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を市長に提出するものとする。 (1) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定（以下「新1号認定」という。）を受けて子ども・子育て支援施設等の利用を希望する場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）<u> </u>（以下「新1号給付認定・変更申請書」という。） (2) 新2号認定又は新3号認定を受けようとする場合 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）<u> </u>（以下「新2号・新3号給付認定・変更申請書」という。） 2～5 〔略〕 （施設等利用給付認定通知の交付等） 第7条 市長は、法第30条の5第2項の規定により施設等利用給付認定を行った場合は、当該施設等利用給付認定保護者に対し、施設等

利用給付認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、法第30条の5第4項の規定により、第4条第1項の規定による申請に係る保護者が施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、その旨を施設等利用給付認定申請却下通知書（様式第3号）により当該保護者に通知するものとする。

（施設等利用給付認定の変更）

第10条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 市長は、第1項の規定による申請を受け、法第30条の8第2項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を行う場合は、その旨を施設等利用給付認定変更通知書（様式第4号）により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（職権による給付認定の変更）

第11条 法第30条の8第4項の規定により職権による施設等利用給付認定の変更の認定を行う場合は、その旨を施設等利用給付認定変更通知書（様式第4号）により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（施設等利用給付認定の取消し）

第13条 市長は、法第30条の9第1項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行った場合は、その旨を施設等利用給付認定取消通知書（様式第5号）により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

利用給付認定通知書_____により通知するものとする。

- 2 市長は、法第30条の5第4項の規定により、第4条第1項の規定による申請に係る保護者が施設等利用給付を受ける資格を有すると認められないときは、その旨を施設等利用給付認定申請却下通知書_____により当該保護者に通知するものとする。

（施設等利用給付認定の変更）

第10条 〔略〕

2 〔略〕

- 3 市長は、第1項の規定による申請を受け、法第30条の8第2項の規定により施設等利用給付認定の変更の認定を行う場合は、その旨を施設等利用給付認定変更通知書_____により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（職権による給付認定の変更）

第11条 法第30条の8第4項の規定により職権による施設等利用給付認定の変更の認定を行う場合は、その旨を施設等利用給付認定変更通知書_____により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

（施設等利用給付認定の取消し）

第13条 市長は、法第30条の9第1項の規定により施設等利用給付認定の取消しを行った場合は、その旨を施設等利用給付認定取消通知書_____により施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第14条 施設等利用給付認定保護者は、法第30条の6に規定する施設等利用給付認定の有効期間内において、保護者の氏名、居住地等の必要事項を変更する必要がある場合は、速やかに施設等利用給付認定変更届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

2 [略]

(保育所等利用申込み不実施に係る理由)

第16条 第4条第1項の規定により施設等利用給付認定の申請を行った保護者は、浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則第4条第1項に規定する認定の申請及び保育所等の利用申込みを行わなかった理由について、保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書(様式第7号)を提出しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請)

第18条 法第58条の2の規定による確認の申請を行おうとする者は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(様式第8号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の変更の届出)

第19条 法第58条の5の規定による届出を行おうとする者は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の通知)

(申請内容の変更の届出)

第14条 施設等利用給付認定保護者は、法第30条の6に規定する施設等利用給付認定の有効期間内において、保護者の氏名、居住地等の必要事項を変更する必要がある場合は、速やかに施設等利用給付認定変更届_____を市長に提出するものとする。

2 [略]

(保育所等利用申込み不実施に係る理由)

第16条 第4条第1項の規定により施設等利用給付認定の申請を行った保護者は、浦添市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び保育の利用等に関する規則第4条第1項に規定する認定の申請及び保育所等の利用申込みを行わなかった理由について、保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書_____を提出しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請)

第18条 法第58条の2の規定による確認の申請を行おうとする者は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書_____に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の変更の届出)

第19条 法第58条の5の規定による届出を行おうとする者は、特定子ども・子育て支援施設等確認変更届_____を市長に提出しなければならない。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の通知)

第20条 市長は、法第30条の11第1項の確認をしたときは、当該確認をした特定子ども・子育て支援施設等に特定子ども・子育て支援施設等確認通知書（様式第10号）を通知するものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退）

第22条 法第58条の6の規定による確認の辞退を行おうとする特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届（様式第11号）を市長に届け出なければならない。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等の通知）

第23条 市長は、法第58条の10第1項の規定による取消し又は停止をしたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認取消（停止）通知書（様式第12号）を当該確認の取消し又は停止に係る特定子ども・子育て支援提供者に交付しなければならない。

〔新設〕

様式第1号（第4条、第10条関係）

〔略〕

様式第1号の2（第4条、第10条関係）

〔略〕

様式第2号（第7条関係）

〔略〕

様式第3号（第7条関係）

〔略〕

第20条 市長は、法第30条の11第1項の確認をしたときは、当該確認をした特定子ども・子育て支援施設等に特定子ども・子育て支援施設等確認通知書_____を通知するものとする。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退）

第22条 法第58条の6の規定による確認の辞退を行おうとする特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届_____を市長に届け出なければならない。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等の通知）

第23条 市長は、法第58条の10第1項の規定による取消し又は停止をしたときは、特定子ども・子育て支援施設等確認取消（停止）通知書_____を当該確認の取消し又は停止に係る特定子ども・子育て支援提供者に交付しなければならない。

（雑則）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項及び使用する様式は、市長が別に定める。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

<u>様式第4号（第10条、第11条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第5号（第13条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第6号（第14条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第7号（第16条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第8号（第18条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第9号（第19条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第10号（第20条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第11号（第22条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第12号（第23条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕